

2024年度 日本地球惑星科学連合大会時の保育支援にかかるガイドライン

2024.2.20 修正

1 保育支援の目的

日本地球惑星科学連合大会（以下「大会」）期間中に必要な保育支援を提供することで、育児中の研究者を支援し、大会参加希望者の大会参加を促すことを目的とします。

2 支援方法

ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」）は、運営面での事情を考慮して、大会時の保育支援は、以下の方法で実施します。

利用者が、大会参加のために、会場内保育室、既存の保育施設もしくはベビーシッティングサービス等の保育支援サービスを利用した場合、利用料に対する補助支援を行います。

2.1 会場内保育室を利用した場合

2.2 会場近隣でない（家の近隣等）保育施設を大会のために利用した場合、

2.3 休日（日曜）の時間外保育

2.4 大会参加のための延長保育（早朝および夜間）、

2.5 病児・病後児保育を利用した場合の利用料

2.6 ただし、通常保育の利用料は適用外とします。

3 対象者

大会に参加する際に子の保育が必要である大会参加者を補助対象とします。保育を受ける子の年齢制限は特に定めませんが、目安として小学校3年生以下とします。

4 補助額、上限等

補助額は、予算の都合があるため、大会後に決定します。最大で、補助対象項目に掛かった費用の5割（10円単位切り上げ）とし、補助上限額は子一人・一日につき8,000円^(*1)とします。

ただし、下記のような場合は補助の対象とはなりません。

・科研費等での支払い

- ・ 家族、親族への預け保育

5 補助対象項目

保育料を対象とします。

オムツ代・食事代・ミルク代・おやつ代・入会金もしくは登録料は対象外とします。但し、保育施設の料金システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含めます。また、利用者がやむなく傷害保険等に加入していない保育施設を選び、利用者自ら保険に加入した場合は、保険料を補助額の算定に含めます。

6 補助期間

大会当日から大会最終日までの期間(5月26~31日)とします。

7 事故・トラブルについて

委員会は、利用者に事故・トラブルの際の責任範囲を周知すること。

● 委員会は保険加入がなされている保育施設を利用するよう利用者に周知し、学会は事故等の責任を負わない。

● 保育支援利用の前提として、保険加入の保育施設を選ぶよう利用者に要請するが、利便性等を考えて選んだ保育施設が保険未加入の場合は、利用者が自ら保険に加入し、子を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。

● 大会参加のための移動中の事故等に関して、学会は責任を負わない。

8 申請方法

利用者各自で保育施設の予約を取ります。

利用後は、下記の証明書類を事務局までお送りください。

- ・ 領収書（またはメモ）（日付、開始時間、終了時間、利用者名、保育施設名を記載）
- ・ 保育記録のコピー（あれば）
- ・ 非会員で大会に参加した利用者は参加の証明となるもの（学会参加費の領収書の写し）
- ・ 振込口座情報を記載した申請書

*上記書類提出は保育施設利用後、2週間以内を目処に行ってください。

(これ以降になる場合は一旦ご連絡ください)

利用状況の報告について

委員会は大会終了後速やかに、利用者数・各利用者が預けた子の人数・利用日数・利用施設名・金額（保育料、交通費別/実際に掛かった額と補助額の両方）を明確にして大会事務局に報告し、来年の参考資料とします。

(*1) 参考: 数値の根拠について

・子1人に対して1日につき、「補助対象×補助割合(0.5) ≤ 8000円」とする根拠これまでの実績として、

[2,000円/時間×8時間] × 補助割合(2分の1) = 8,000円

以上